

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月31日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器冷却スプレイ系スプレイ母管内部点検において、同母管内にガラス片1個（点検用の電球の破片と推定）が認められたため、当該ガラス片を回収及び対応検討	G III	
2	1号機	廃棄物処理施設操作室前通路の壁取付コンセントプレートに破損が認められたため、当該コンセントプレートを交換	G III	
3	1号機	制御棒位置指示系の位置指示検出器復旧操作時、制御棒（18-43）の位置表示が全引き抜き位置（48ノッチ）であるべきところ、中間挿入位置（32ノッチ）表示のままであったため、対応検討。なお、燃料は全て原子炉内より取り出されている。	G II	
4	1号機	制御棒駆動水ポンプ（B）試運転時に同ポンプが保護継電器動作（過電流を検出）により、自動停止したため、対応検討	G II	7月21日再審議にてグレード変更 G III→G II
5	1号機	原子炉建屋換気空調系の運転切替操作（A系からB系）の際、逆流防止ダンパ（A）駆動機構に近傍の電線管が干渉し全閉動作不良が認められたため、対応検討	G II	
6	3号機	計算機室空調機点検において、空調ファン駆動部のゴム製カップリングのゴム表面にひび割れが認められたため、当該部を修理	G III	
7	3号機	高圧復水ポンプ（B）のメカニカルシール部にシール水の漏えい（5秒に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	4号機	主タービンリフトポンプ（C）出口圧力指示計に指示不良（指針の動きが緩慢）が認められたため、当該圧力指示計及び検出配管を点検・修理	G III	
9	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（46-43）の窒素ガス補給口閉止キャップ部より微量の窒素ガスの漏えい（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）の油・ドレン分離器用ドレン排出弁操作ハンドルの取付状態不良（ハンドル空回り）が認められたため、当該操作ハンドル取付部を点検・修理	G III	
11	5号機	重油移送ポンプ（A）出口ストレーナの入口圧力指示計用テスト弁より微量な油の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
12	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口流量記録計の収納ケース前面扉に取付不良が認められたため、当該前面扉を修理	G III	
13	5号機	原子炉建屋1階の原子炉格納容器出入口扉近傍の空調ダクト風量測定口（3箇所）閉止栓の紛失が認められたため、当該閉止栓を取付	G III	
14	5号機	原子炉建屋大物搬入口の内側扉操作盤の「運転」表示灯に点灯不良（操作中でも点灯しない）が認められたため、当該表示灯回路を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	所内ボイラ（A）用脱酸剤の注入配管に詰まりが認められたため、当該注入配管及び逆止弁を点検・清掃	G III	
16	5号機	非常用ディーゼル発電設備（A）の自動始動用空気槽の二次排出弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
17	6号機	主蒸気逃がし安全弁点検において、弁部品固定用ピンを折損したため、当該ピンを交換	G III	
18	6号機	主蒸気逃がし安全弁点検において、シリンダー内への異物混入防止用フィルタの回り止め固定部に割れが認められたため、当該部を修理	G III	
19	6号機	主蒸気逃がし安全弁点検において、弁駆動用ピストンとピストン棒取付ナット部に摩耗が認められたため、対応検討	G III	
20	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置冷却水配管の一部に塗装の剥離及び発錆が認められたため、当該部を修理	G III	
21	6号機	非常用ディーゼル発電設備（A）給気フィルタ箱外装に塗装の剥離及び発錆が認められたため、当該部を修理	G III	
22	6号機	廃棄物処理建屋純水補給水系純水検出器の入口元弁に弁棒曲がりによる開操作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
23	集中環境施設	硫酸ソーダ納入の際、納入者輸送車両の最大積載量より納入品積載量が超過していることが確認されたため、対応検討	G II	
24	集中環境施設	雑固体焼却設備（B）の焼却灰取出し作業時、炉底蓋の開不可及び駆動用電磁弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
25	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備排ガスフィルタの圧力調節弁用シールパッキン（1本）に劣化が認められたため、当該パッキンを交換	G III	
26	その他	海生物処理設備水質監視計器点検において、計器配管に破損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	